

## 総務文教常任委員会委員長報告

去る12月3日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下、審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和3年12月7日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 中村洋子、金森すみ子、岡村有正、保角美代、  
大嶋達巳、加藤勝明、日高英城
- 4 審査結果

「議案第63号」北本市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第70号」公の施設の指定管理者の指定については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第71号」和解をし、損害賠償の額を定めることについては、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### ◎「議案第63号」について

(1) 「不妊治療の特別休暇の申請方法について」質疑したところ、「申請に当たっては、職員が直接所属長に承認を得る形になりますが、申請に必要な添付書類である診断書には詳細な治療内容の記載を必要とせず最低限の内容のみとし、また、申請理由に「出生サポート休暇」や「条例第14条第2項第13号の特別休暇」といった名称を使用することにより、職員のプライバシー

一への配慮に努めます」との答弁がありました。

(2) 「不妊治療の特別休暇取得に当たっての性別や年齢の制限について」質疑したところ、「人事院勧告では性別や年齢に制限はないため、本市においても制限はせず、医師の診断に基づき取得することができます」との答弁がありました。

(3) 「不妊治療の特別休暇導入後の周知方法について」質疑したところ、「所属長及び職員宛に通知を出すとともに、マニュアルを作成し制度の周知に努めます。また、必要に応じて啓発のための研修を実施します」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第70号」について

(1) 「北本市コミュニティ協議会を指定管理の候補者に選定した理由について」質疑したところ、「今回、申請したのは北本市コミュニティ協議会1者のみでしたが、これまで2期にわたり大きな問題もなく運営できており、選定委員会において適正であると判断されました」との答弁がありました。

(2) 「指定管理者の公募を実施するにあたり、応募者を増やすためにどのような工夫をしたのか」と質疑したところ、「今回、非公募から公募となったことに伴い、指定管理料の積算の中に本社管理費を見込みました。なお、選定業者である北本市コミュニティ協議会については、本社経費である事務局経費に市からの補助金を充当しているため、当該経費は見込んでおりません」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

#### ◎「議案第71号」について

(1) 「損害賠償額の内訳について」質疑したところ、「内訳については、健康保険適用外の治療費が32万804円、残り130万円が慰謝料となります。な

お、慰謝料については、全国市長会学校災害賠償補償保険により、長期にわたって生活に困難を強いられてきたという点が斟酌され算出された金額です」  
との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上報告いたします。

令和3年12月21日

総務文教常任委員会  
委員長 日 高 英 城

北本市議会議長 工 藤 日出夫 様